

グリーンキー基準および解説資料

2026 年 10 月 1 日 ~ 2031 年 12 月 31 日

Green Key Criteria and Explanatory Notes

1 October 2026 – 31 December 2031



Green Key

水

水管理および水質汚染防止

水管理

番号	基準	解説
3.1	総水使用量が少なくとも月 1 回記録されている。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 環境負荷および運営コストを効果的に管理・削減するため、施設は水使用量を監視し、記録し、その状況を把握している。水使用量を毎月記録することにより、非効率な使用や漏水を早期に発見し、データに基づく判断を確実とする。サステナビリティ報告におけるグッドプラクティスに沿った管理が可能となる。 実施に関する期待事項 施設は、総水使用量を少なくとも月 1 回記録している。また、水使用量を月 1 回より高い頻度で記録すること、および／または水使用

	原単位（宿泊者 1 泊当たり、面積当たり、来訪者当たり等）を記録することが推奨される。これにより、効率性や運用のパフォーマンスをより適切に把握することができる。 記録は体系的に行われ、追跡可能な形式で保管されている。データ収集方法は文書化されている。（例）水道料金請求書、子メーター（サブメーター）、自動オンライン計測、手動検針。水の供給源および用途も明示されている。（例）上水道（計量あり）、上水道（計量なし）、自家取水、その他の水源。これにより、水使用量の変化と水源の変化を区別して把握することが可能となる。 公共事業者から供給される水を利用していない場合、施設は、水供給が法的に認可されており、地域または国内の要件に適合していることを証明する文書を保有している。また、地域または国の当局により渇水、水不足または取水制限が公式に宣言されている地域や期間においては、施設は取水または水利用について所管当局の許可を得ており、環境または地域の水供給に悪影響を及ぼしていないことを確認している。 月次データを直接取得できない場合（例：構造上の制約、公共事業者の制約、計量設備のない地域、共用建物等）には、施設は可能な限り正確な月次推定値を算出する。認められる推定方法には以下のいずれかが含まれる。 a) 床面積、稼働率または類似ベンチマークに基づく配分計算 b) 貯水タンク容量および補給頻度 c) ポンプ運転記録または給水記録 このような場合には、将来的なデータ精度向上のため、独立した水道メーターの設置が強く推奨される。 著しい変化または大幅な水使用量の増加が発生した場合、施設はその原因を速やかに調査し、是正措置を実施している。本基準で収集された水使用データは、基準 1.2 および基準 1.3 におけるサステナビリティ目標を設定するためのベースラインデータとして活用することができる。
--	--

		審査証拠 審査時に、施設は以下を提示する。 • 使用している各水源について、過去2 暦年分の月別水使用量記録（初回申請施設または新規開業施設については、前年度分のデータ、または過去データがない場合は最低3 か月分のデータ） • 使用したデータ収集方法を示す補足資料（水道料金請求書、手動記録簿、自動オンライン計測データ、記録簿がない場合はメーター表示の写真）。審査員は、補足資料についてサンプリング（手法C）を実施し、関連する証拠を3 件抽出して確認する。複数の水源、年度、施設またはシステムが存在する場合は、それらを反映するようサンプルを選定する。 特別な状況における場合、施設は以下も提示する。 • 公共事業者以外から水供給を受けている場合、水供給が法的に認可され、地域または国内の要件に適合していることを示す文書（渇水、水不足または取水制限が公式に宣言されている地域または期間において、取水または水利用が環境や地域の水供給に悪影響を及ぼさないことを確認するための、所管当局による許可書または証明書） • 月次データを取得できない場合、推定データおよび推定方法を示す資料。
3.2	水の使用箇所は確実に監視されており、漏水は速やかに修理されている。(I) HH, CHP, SA, CC,	関連性 公共エリア、客室および従業員エリアにおいて、水栓、シャワー、トイレ、屋内・屋外プールなどから水漏れや水滴の滴下が発生すると、不必要に水使用量が増加し、施設の環境負荷を高めることになる。 実施に関する期待事項 施設は、水の使用箇所を積極的に監視し、漏水が確認された場合には遅滞なく修理している。施設は、水漏れが確認できる給水設備等

	R, A	の定期点検および修理手順を定めた文書化された標準作業手順書（SOP）を整備し、運用している。 SOP には、水使用設備の種類および使用頻度に応じた点検頻度が以下のとおり定められている。 • 高頻度利用または高リスクの設備 （例：公共トイレ、客室、プール施設、屋外水栓）当該エリアの清掃を行うたびに点検する。 • 中程度の利用頻度の設備 （例：従業員用トイレ、バックヤードの厨房）少なくとも週 1 回点検する。 • 利用頻度の低い設備 （例：季節営業施設の屋外シャワー、保守管理用流し台）少なくとも月 1 回、または使用開始前に点検する。 漏水が確認された場合、施設は速やかに是正措置を実施し、修理を行う。発見された漏水および対応措置は、事故記録簿または保守管理記録に記録されている。また、点検を担当する従業員（例：客室清掃担当者、設備管理担当者等）は、適用される手順を理解している。 自動漏水検知システムの導入、デジタル監査チェックリストの活用が推奨される。屋内または屋外プールについては、プール周辺の目視確認による監視も可能であるが、より望ましい方法として、プール専用の水道メーターを設置すること（基準 3.8 参照）、漏水検知装置を設置することが推奨される。 審査証拠 審査時に、施設は、上記の頻度に基づく水使用設備の点検手順を定めた文書化された SOP を提示する。 特別な状況では、漏水が発見された場合には、漏水記録（事故記録簿または保守管理記録）、実施した是正措置に関する記録を施設は
--	------	---

		提示する。 現地確認において、審査員は以下の場所についてサンプリング調査を実施する。公共エリア 1 か所以上（例：ロビー、共用トイレ）、従業員エリアまたはバックオフィス 1 か所以上、用語集に定める手法 A に基づく客室サンプル。審査中に漏水を確認した場合、施設は是正措置が実施されていることを証明しなければならない。
3.3	シャワーの少なくとも 80%において、水量が毎分 9 リットルを超えていない。(I) HH, CHP, SA ①	関連性 シャワーの水量を削減することは、水資源の保全を通じて環境負荷の低減につながる。特に日常的な使用量が多いゲスト向け施設においては、水の効率的な利用が重要である。 実施に関する期待事項 施設は、客室、共用エリア、従業員エリア、スパやジム・フィットネスセンターなどのその他のエリアに設置されたシャワーのうち、少なくとも 80%において、水量を毎分 9 リットル以下としている。多くの場合、シャワーの水量はさらに削減することが可能である。 本基準に適合するために、節水型シャワーヘッド、シャワーホースの根元に流量制限装置などを導入することができる。流量削減は、シャワーエアレーターによって水と空気を混合する方法により実現されることが多い。また、暫定的な運用措置として、流量要件を満たす恒久的な設備が導入されるまでの間、水道供給システム全体の水圧を下げることも認められる。 レインシャワーについては、一般的な流量制限装置の設置が技術的に難しい場合がある。この場合、認証を取得した低流量型レインシャワーヘッド、壁内設置型の流量制御バルブ、給水源側での水圧制御などの手法を活用して流量要件を満たすことができる。

		特にジムやスパなど利用頻度の高いエリアでは、一部の低流量シャワーについて利用者の快適性や衛生状態を維持するための調整が必要となる場合がある（例：排水口の臭気防止、汚れの堆積防止）。施設は、実績と耐久性が確認された節水型シャワー設備を選定するとともに、調達および設置計画の段階で必要な保守管理や利用者体験への配慮を検討することが推奨される。 さらなる節水を促進するため、施設はゲストおよび従業員に対し、責任ある水利用を促す表示や行動変容を促進する仕掛け（ナッジ）を導入することが推奨される（例：シャワー時間の短縮を促す案内表示）。 ハンドシャワーとレインシャワーの両方が設置されている場合、本基準は両方に適用される。なお、シャワーと併設された浴槽用水栓は本基準の対象外である。 施設は、設置されているシャワーの総数を示した一覧を管理している。審査前には、水量に関する自己点検を実施し、本基準への適合を確認している。初回申請施設では、設置されているシャワー総数の少なくとも 80% について自己点検を実施し、それらのシャワーの流量が毎分 9 リットル以下であることを確認している。更新申請施設は、前回の 80% 対象群に含まれていたシャワーのうち、少なくとも 50% を対象として自己点検を実施し、引き続き毎分 9 リットル以下であることを確認している。すべての測定結果は追跡可能な形式で記録されており、審査前 6 か月以内に更新されている。 ①国別適用要件：ベルギー（BE）、デンマーク（DK）、フィンランド（FI）、メキシコ（MX）、オランダ（NL）、ノルウェー（NO）、スウェーデン（SE）では、シャワーの少なくとも 90% が毎分 9 リットル以下でなければならない。 審査証拠
--	--	---

		審査時に、施設は上記要件に基づいて実施した自己点検結果の一覧を提示する。 現地確認において、審査員は共用エリアのシャワー 1 か所以上、従業員エリアまたはバックオフィスのシャワー 1 か所以上で、サンプリング調査を実施し（手法 A）、各エリアのシャワー流量を実測確認する（手法 B）。審査員は、各サンプルにおいてシャワーの水量が基準値以内であることを確認する。
3.4	手洗い用水栓の少なくとも 80%において、水量が毎分 8 リットルを超えていない。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A ①	関連性 手洗い用水栓の流量を削減することは、水資源を保全し、施設の環境負荷を低減することにつながる。利用頻度の高低にかかわらず、手洗い用水栓を効率化することは、ゲストエリアおよび従業員エリア全体における日常的な節水に重要な役割を果たす。 実施に関する期待事項 客室、従業員エリア、公共トイレ、スパエリア、ジム・フィットネスセンターなどの共用エリアに設置された手洗い用水栓（センサー式水栓を含む）の少なくとも 80%において、水量が毎分 8 リットルを超えていない。 多くの場合、水栓の流量はさらに削減することが可能である。本基準に適合するため、施設は流量制限機能を備えた水栓を設置する、または、水栓に流量制限装置を取り付ける方法を採用することができる。流量削減は、多くの場合、水栓用エアレーターによって水と空気を混合することで実現される。また、暫定的な運用措置として、流量要件を満たす恒久的な設備が導入されるまでの間、水供給システムの水压を低下させることも認められる。 一部の節水型水栓については、特に利用頻度の高いエリアにおいて、衛生状態や使用性を維持するために、より頻繁な清掃や調整が必要となる場合がある。施設は、性能が実証され、維持管理が容易な節水型水栓を選定するとともに、調達時に清掃要件や利用者の快適

		性を考慮することが推奨される。 さらなる節水行動を促進するため、施設はゲスト用洗面所および従業員エリアの水栓付近に、利用後に水を止めるよう促す表示や行動変容を促進するナッジを設置することが推奨される。 本基準は手洗い用水栓のみを対象とする。厨房用水栓および作業用水栓は本基準の対象外である。 施設は、設置されている手洗い用水栓（センサー式水栓を含む）の総数を示した一覧を管理している。審査前に、施設は手洗い用水栓の流量について自己点検を実施し、本基準への適合を確認している。初回申請施設は、手洗い用水栓総数の少なくとも 80%を対象に自己点検を実施し、それらの流量が毎分 8 リットル以下であることを確認している。更新申請施設は、前回確認した 80%対象群に含まれる水栓のうち、少なくとも 50%を対象に自己点検を実施し、引き続き毎分 8 リットル以下であることを確認している。すべての測定結果は追跡可能な形式で記録されており、審査前 6 か月以内に少なくとも 1 回更新されている。 ①国別適用要件：ベルギー（BE）、デンマーク（DK）、フィンランド（FI）、メキシコ（MX）、オランダ（NL）、ノルウェー（NO）、ポルトガル（PT）およびスウェーデン（SE）では、手洗い用水栓の少なくとも 90%が毎分 6 リットル以下でなければならない。 審査証拠 審査時に、施設は上記要件に基づいて実施した自己点検結果の一覧を提示する。 現地確認において、審査員は用語集に定める手法 A に基づき、共用エリア（ロビーまたは共用トイレ）1 か所以上、従業員エリアまたはバックオフィス 1 か所以上、客室でサンプリング調査を実施する。その後、各対象エリアに設置された手洗い用水栓について、水量を実測により確認する（手法 B）。
--	--	---

3.5	小便器にはセンサー、節水装置が設置されている、または無水式である。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 低流量型、センサー式または無水式の小便器を導入することは、水使用量を削減し、施設の環境負荷の低減に貢献する。従来型の小便器では、非効率な洗浄方式により大量の水が無駄に使用される場合がある。 実施に関する期待事項 施設内に小便器が設置されている場合、それらは以下のいずれかに該当している。個別の人感センサーを備えていること、押しボタン式であり、1 回当たりの洗浄水量が 3 リットル以下であること、無水式であること。無水式小便器を使用している場合は、製造者の仕様に従って適切に維持管理している。 一部の節水型または無水式小便器については、特に利用頻度の高い公共エリアにおいて、衛生管理や臭気対策を維持するため、より頻繁な保守管理や清掃が必要となる場合がある。 施設は、性能と耐久性が実証された小便器を選定するとともに、調達および設置の過程において、適切な保守計画、従業員研修を組み込むことが推奨される。 本基準は、施設内の公共エリアおよび従業員エリアに設置された小便器を対象とする（対象例：ロビー、レストラン、共用施設、従業員用トイレ）。 審査証拠 現地確認において、審査員は小便器が、各小便器に人感センサーが設置されている、洗浄水量が制限された押しボタン式洗浄システムである、または無水式小便器であることを確認する。
-----	--	--

3.6	新たに購入するトイレは、1 回当たり最大 3/6 リットルのデュアルフラッシュ方式、またはセンサー式洗浄システムの場合は 1 回当たり最大 4.5 リットルとする。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A ①	関連性 環境負荷を最小限に抑え、水使用量を削減するため、新たに設置されるトイレは高い節水性能を備えていなければならない。節水性能の高い設備は、淡水資源の保全および責任ある施設運営を支える上で重要な役割を果たす。 実施に関する期待事項 過去 24 か月以内（更新申請施設の場合）または過去 6 か月以内（初回申請施設の場合）に購入された客室、共用エリアおよび従業員エリアのトイレは、以下のいずれかに該当している。 a) 1 回当たり最大 3/6 リットルのデュアルフラッシュ式トイレ b) 1 回当たり最大 4.5 リットルのセンサー式洗浄システムを備えたトイレ 求められる節水性能は、恒久的な技術仕様または設備に組み込まれた制限機能によって達成されていなければならない、一時的な利用者設定によるものではない。 また、以下のような同等以上の節水性能を有するトイレも認められる（例：高効率型トイレ、真空補助式トイレ）。ただし、技術仕様により、平均使用水量が以下と同等またはそれ以下であることを証明できなければならない。デュアルフラッシュ式：3/6 リットル以下、センサー式：4.5 リットル以下。 既存の旧型トイレにおいても節水を促進するため、可能な場合は洗浄水量を削減する物理的装置を設置することが推奨される。また、低水量洗浄の利用を促進するため、案内表示、行動変容を促すナッジを導入することも推奨される。 一部の節水型トイレについては、特に利用頻度の高い公共エリアにおいて、衛生基準を維持するためにより頻繁な清掃が必要となる場
-----	--	--

		合がある。施設は、洗浄性能が実証された節水型トイレを選定するとともに、調達時に保守管理計画を考慮することが推奨される。 ①国別適用要件：フランス（FR）およびポルトガル（PT）では、新たに購入するトイレは、1 回当たり最大 3/6 リットルのデュアルフラッシュ方式、または 1 回当たり最大 4.5 リットルのセンサー式洗浄システムを備えていることに加え、既存トイレ全体の 50%以上について、1 回当たりの洗浄水量が 6 リットル以下であることが求められる。 審査証拠 審査時に、施設は以下を記載した請求書または購入記録を提示する。過去 24 か月以内（更新申請施設）または過去 6 か月以内（初回申請施設）に購入したトイレの購入日、各トイレの洗浄水量（フラッシュ容量）。これにより、購入したトイレが本基準の節水要件を満たしていることを確認する。
3.7	新たに購入する食器洗浄機および洗濯機は、節水性能を有している。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 食器洗浄機および洗濯機は、宿泊・観光施設における主要な水消費源の一つである。新たに購入する機器が高い節水性能を有していることにより、環境負荷および運営コストを削減するとともに、持続可能な調達を推進することができる。 実施に関する期待事項 過去 24 か月以内（更新申請施設の場合）または過去 6 か月以内（初回申請施設の場合）に購入した食器洗浄機および洗濯機は、機器の種類に応じて以下の節水要件を満たしている。 食器洗浄機

		- 業務用カバータイプまたはトンネルタイプ食器洗浄機：1 ラック当たりの水使用量が 3.5 リットル以下であること。プログラム単位の水使用量のみが取得可能な場合は、平均使用量がラック換算で 3.5 リットル以下であることを示さなければならない。 - 家庭用または小型食器洗浄機：1 サイクル当たりの水使用量が少ないことを、国際的または国内の認知された基準により証明していること。（例：市場で利用可能な上位 2 段階の省エネ・節水性能クラス、EU エネルギーラベルの節水性能区分、Energy Star の節水基準、その他の国内または地域の効率認証制度） 洗濯機 - 業務用洗濯機：リネン 1kg 当たりの水使用量が 7 リットル以下であること。この基準を満たす機種が市場で合理的に入手できない場合は、地域で入手可能な最も厳しい効率基準を満たしていること。 - 家庭用または小型洗濯機：1 サイクル当たりの水使用量が少ないことを、国際的または国内の認知された基準により証明していること（例：市場で利用可能な上位 2 段階の効率クラス、EU エネルギーラベルにおける Eco 40-60 プログラムの水使用量基準、Energy Star 節水基準、その他の国内または地域の効率認証制度）。リネン 1kg 当たりの水使用量データが取得可能である場合は、その性能が上記の高効率モデルまたは認証制度と同等以上であることを示さなければならない。 施設は、機器の種類および容量が施設の運営規模に適合していることを確認している。例えば、業務用厨房では業務用食器洗浄機を使用する、小規模厨房、アパートメント施設、または使用頻度の低い場面（例：食器洗浄が少ないバー、制服のみを洗濯する施設等）では、節水基準を満たす家庭用機器の使用も認められる。 設備本来の節水性能および耐用年数を維持するため、施設は製造者の指示に従い、適切な運用および保守管理を実施している。 本基準は、施設内のすべての関連エリア（共用厨房、共用ランドリー、アパートメント施設内の設備を含む）に適用される。
--	--	---

		審査証拠 審査時に、施設は以下を提示する。 ・購入機器一覧： 過去 24 か月以内（更新申請施設）または過去 6 か月以内（初回申請施設）に購入した機器の一覧 ・節水性能を示す資料：以下のいずれかの資料を提示する（例：技術仕様書、効率ラベル・認証ラベル、1 サイクル当たりの水使用量またはリネン 1kg 当たりの水使用量を示すサプライヤー資料）。
3.8	水使用量の多いエリアには、個別の水道メーターが設置されている。 (G) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 施設内の各エリアにおける水使用量をより正確に把握し、効果的な節水目標を設定するためには、より詳細なモニタリングが必要であり、特に水使用量の多いエリアではその重要性が高い。サブメーター（個別水道メーター）を設置することで、非効率な使用や漏水箇所を特定し、優先的に改善を行うための重要なデータを得ることができる。 実施に関する期待事項 施設は、水使用量の多いエリア、またはサブメーターの設置が有意義な節水目標の達成に役立つエリアにおいて、少なくとも 2 台の追加の個別水道メーターを設置している。同等の機能を有する機器も認められる。（例：使用量を記録できるスマートシャワーヘッド、その他の水使用量測定機器）。ただし、それらが十分な規模で導入されていることが求められる。施設規模が大きく、客室数や会議室数が多い場合には、施設内の各棟、各エリア、または客室ごとに個別水道メーターを設置することも可能である。 個別水道メーターを設置した場合は、各メーターの水使用量を取得し、記録している。理想的には、各メーターの使用量を月 1 回よりも高い頻度で記録することが推奨される。これにより、より詳細な分析が可能となる。

		個別水道メーターから得られるデータは、基準 3.1 で求められる総水使用量管理システムに統合されている。追加の個別水道メーターによって、より正確な水使用情報を把握することで、施設はより効果的な節水目標を設定することができる。また、本基準で収集したデータは、基準 1.2 におけるサステナビリティ目標設定のためのベースラインデータとして活用することができる。 審査証拠 現地確認において、審査員は個別水道メーター（サブメーター）が設置されていること、水使用量を監視するための手法・運用方法が整備されていることを確認する。
3.9	過去 6 年以内に、地域の状況および施設の運営規模に適した水リスク評価が実施されている。（G） HH, CHP, CC, A	関連性 持続可能な水資源管理のためには、水資源への長期的なアクセスの確保、共有資源を利用する地域社会のレジリエンス向上、および環境保全を実現するためには、地域における水関連リスクを理解することが重要である。包括的な水リスク評価を実施することにより、施設は水不足、水質汚染、洪水などの課題を事前に把握し、根拠に基づく予防的な対策を講じることが可能となる。 実施に関する期待事項 施設は、自らの地域環境および運営規模に適した水リスク評価を実施している。評価では、施設内外に存在する水関連リスクを特定している。対象となるリスクには以下が含まれるが、これらに限定されない： 水不足または水ストレス（特に都市部や乾燥地域）、干ばつ、洪水、インフラの脆弱性、水質問題（汚染や塩水化等）、氷雪に関連するリスク、気候変動に伴うリスク、異常気象の増加、降雨パターンの変化 等。

		水リスク評価には、現在および将来予測される地域の水資源状況の分析が含まれる。分析にあたっては、以下を考慮する。季節変動、地域における水資源管理体制、周辺地域や産業による水需要、洪水リスクのある地域、汚染源となり得る要因。評価結果は、以下をまとめた報告書として作成される： 特定されたリスク、リスクへの曝露度、脆弱性の評価、推奨される緩和策または適応策。 リスク評価により水関連リスクが特定された場合、施設は推奨事項を考慮した対応計画を策定または改訂する。その際、必要に応じて以下の関係者と連携する：地方自治体、水道事業者、地域団体、その他の関係機関。評価結果は、次の事項に関する意思決定にも活用される：水源の選定、インフラ投資、緊急時対応、節水施策。 水リスク評価は、適切な知識および能力を有する機関または専門事業者によって実施される（例：認証を受けたコンサルタント、地域の水資源管理当局）。または、施設内に適切な専門知識および評価手法があり、それらが文書化されている場合には、施設自ら実施することもできる（例：グリーンキー施設責任者、技術者、同等の専門研修を受けた担当者）。評価手法の例：WWF Water Risk Filter、WRI Aqueduct Water Risk Atlas、CEO Water Mandate、ISO 14046:2014、国または地域が提供する水リスク評価手法。 該当する場合には、既存の国または地域の評価制度を活用することができる。（例：飲料水リスク評価制度、法令に基づく水資源評価制度、都市部などで、水供給や水質リスクが公共事業者によって管理されている場合には、地方水道当局が公表するデータや報告書を評価の基礎資料として利用することができる。 水リスク評価は、少なくとも6年ごとに見直しおよび更新を行う。ただし、以下の場合には、それ以前であっても更新する： 地域環境に大きな変化があった場合、水資源の利用可能性に大きな変化があった場合、施設運営に重大な変更があった場合。 本基準に基づき収集したデータは、基準 1.2 および基準 1.3 におけるサステナビリティ目標設定のためのベースラインデータとして活用することができる。
--	--	---

		審査証拠 審査時に、施設は最新の水リスク評価報告書を提示する。 水関連リスクが特定されている場合、施設は評価結果に基づいて実施した対応を示す文書を提示する（例：水リスクに対応するために策定した対応計画、緩和措置の実施記録、適応策の実施状況を示す資料）。
3.10	水および／または空調設備から発生する結露水を回収し、適切な用途に活用している。 (G) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 雨水および／または空調設備から発生する結露水（AC condensate）を回収・再利用することは、飲用可能な淡水への依存を低減し、長期的な水資源保全に貢献する。この取組は、特に水不足の影響を受ける地域や空調需要の高い地域において重要であり、淡水資源への依存を低減することで、将来的な水資源の確保とレジリエンス向上につながる。 実施に関する期待事項 施設は、雨水および／または空調設備から発生する結露水を、貯水タンク、貯水槽、池または貯水池などの開放型システムを用いて回収している。回収した雨水および／または結露水は、以下のような用途に利用している。 a) 庭園および緑地の散水・灌漑 b) トイレ洗浄水 c) 洗車、屋外エリアまたは各種表面部分の清掃 d) 冷却システム

		e) ランドリー用途（国または地域の法令で認められている場合） f) 人の飲用・生活用水（適切な処理を行い、国または地域の法令で認められている場合） 雨水および／または結露水の回収および利用は、安全に実施され、適切な維持管理が行われている。また、その用途に応じた適切な管理を行うことにより、ゲスト、従業員、地域住民、環境に悪影響を及ぼさないよう配慮している。 可能な場合には、施設は回収した雨水および／または結露水の量、利用した水量、利用用途を把握するための水道メーターを設置することが推奨される。これにより、節水効果を定量的に把握することができる。 審査証拠 現地確認において、審査員は雨水および／または空調設備の結露水を回収するための設備が設置されていることを確認する。 回収した雨水または結露水を人の飲用・生活用水として利用している場合、施設は、当該水が適用される衛生および安全基準を満たしていることを示す所管当局の証明書または関連文書を提示する。
3.11	すべての手洗い用水栓の水量が毎分5リットル以下である。（G） HH, CHP, SA, CC,	関連性 手洗い用水栓の流量を削減することは、水資源の保全を通じて施設の環境負荷を低減することにつながる。節水性能の高い水栓設備は、利用頻度の高低にかかわらず、ゲストエリアおよび従業員エリアにおける日常的な節水において重要な役割を果たす。

	R, A ①	実施に関する期待事項 客室、共用エリアおよび従業員エリアに設置されたすべての手洗い用水栓（センサー式水栓を含む）について、水量が毎分5 リットルを超えていない。状況によっては、水量をさらに削減できる場合もある。 本基準に適合するため、施設は以下のいずれかを採用することができる： 流量制限機能を備えた水栓を使用すること、水栓に流量制限装置を取り付けること。流量削減は、多くの場合、水栓用エアレーターによって水と空気を混合することで実現される。また、流量要件を満たす恒久的な対策を導入するまでの暫定措置として、水供給システムの水圧を下げることも認められる。一部の高効率型水栓、特に超低流量型やセンサー式水栓については、衛生状態および使用性を維持するために、より頻繁な清掃や調整が必要となる場合がある。特に利用頻度の高いエリアではその傾向が強いため、施設は以下を考慮することが推奨される： 性能が実証された節水型水栓を選定すること、維持管理の容易さを考慮すること、調達時に清掃要件および利用者の快適性を考慮すること。 さらなる節水行動を促進するため、施設はゲスト用洗面所および従業員エリアの水栓付近に、案内表示、行動変容を促すナッジを設置することが推奨される（例：使用後は水栓を閉めることを促す案内）。 本基準は手洗い用水栓のみに適用される。厨房用水栓、作業用水栓は対象外とする。 施設は、設置されているすべての手洗い用水栓（センサー式水栓を含む）の総数を示した一覧を管理している。審査前に、施設は本基準への適合を確認するため、手洗い用水栓の流量に関する自己点検を実施している。初回申請施設は、手洗い用水栓総数の少なくとも80 %について自己点検を実施し、対象となるすべての水栓の流量が毎分5 リットル以下であることを確認する。更新申請施設は、前回確認した80 %対象群に含まれる水栓のうち少なくとも50 %について自己点検を実施し、それらが引き続き毎分5 リットル以下であることを確認する。すべての測定結果は追跡可能な形式で記録され、審査前6 か月以内に少なくとも1 回更新されている。
--	----------------------	---

		①国別適用要件：ベルギー（BE）、デンマーク（DK）、メキシコ（MX）、オランダ（NL）、ノルウェー（NO）、ポルトガル（PT）およびスウェーデン（SE）では、すべての手洗い用水栓の流量が毎分4 リットル以下でなければならない。 審査証拠 審査時に、施設は上記要件に基づいて実施した自己点検結果の一覧を提示する。 現地確認において、審査員は用語集に定める手法 A に基づき、共用エリア（ロビーまたは共用トイレ）1 か所以上、従業員エリアまたはバックオフィス 1 か所以上および各客室でサンプリング調査を実施する。その後、各対象エリアの手洗い用水栓について、水量を実測により確認する（手法 B）
3.12	すべての公共エリアの手洗い用水栓には、自動止水機能が設置されている。（G） HH, CHP, CC, R, A	関連性 公共トイレは、水栓が意図せず出しっぱなしにされることなどにより、水の浪費が発生しやすい場所である。自動止水機能付きの手洗い用水栓を設置することで、水使用量を大幅に削減できるとともに、時間制御式または非接触式の操作により衛生面の向上にもつながる。特に利用者数の多い大規模施設では、高い節水効果が期待できる。 実施に関する期待事項 すべての公共エリアに設置された手洗い用水栓には、自動止水機能が備えられている。対象となる設備にはセンサー式水栓、押しボタン式自動止水水栓が含まれる。これらの設備は、1 回の手洗いに必要な量の水のみを供給するよう設計されている。

		水栓は、利便性を損なうことなく節水効果を確保できるよう、適切な吐水時間に設定されている（例：1回の作動につき5～10秒程度、施設は、設備の継続的な機能維持および正確な動作を確保するため、定期的な保守管理を実施している）。保守管理には電池交換、センサーの調整・校正、その他必要な点検が含まれる。 本基準は客室内の専用洗面台、厨房用シンク、ビデシャワー（洗浄シャワー）は適用されない。 審査証拠 現地確認において、審査員は少なくとも1か所の公共エリア（例：ロビーまたは共用トイレ）についてサンプリング調査を実施し、手洗い用水栓に自動止水機能が設置されていること、および当該機能が正常に作動していることを確認する。
3.13	いずれの客室およびスイートルームにも、浴槽、ジャグジー、スパバスまたはプライベートプールが設置されていない。 (G)	関連性 客室内に設置された浴槽、ジャグジー、スパバスおよびプライベートプールは、1回の利用当たり大量の水を消費する。一般的な浴槽では約150～250リットルの水を必要とし、ジャグジーやプライベートプールではさらに多くの水を使用する。一方、節水型シャワーでは、その半分以下の水量で済む。観光施設において、改修時に客室内の浴槽、スパバスおよびプライベートプールを低流量型シャワーへ転換することは、宿泊者1人当たりの水使用量を削減するための最も効果的な対策の一つである。 実施に関する期待事項 施設は、いずれの客室およびスイートルームにも、浴槽、ジャグジー／スパバスまたはプライベートプールを設置していない。

	HH, SA, CHP	既存設備については、実際に使用できない状態とすることで適合とみなされる（例：浴槽の栓を取り外す、給水を停止する）。 審査証拠 現地確認において、審査員は、浴槽、ジャグジー、スパバスまたはプライベートプールを備えた客室を予約することができないことを確認する。
3.14	大規模な屋外の水利用設備には、水使用量を削減するための対策が講じられている。 (G) HH, CHP, SA, A ①	関連性 蒸発による水の損失は、屋外の水利用設備において見過ごされがちな重大な水の浪費要因である。蒸発を抑制することにより、水利用効率を向上させることができる。特に、干ばつが発生しやすい地域、高温地域、強風地域、水ストレスの高い地域において重要である。蒸発抑制対策の実施は、水資源を責任をもって管理していることを示すものであり、気候変動への適応策にも貢献する。 実施に関する期待事項 施設は、大規模な屋外水利用設備において、水の蒸発を最小限に抑えるための対策を実施している。対象設備の例としては屋外プール、ジャグジー、スパ浴槽、雨水貯留設備、池、噴水、滝が含まれる。

	施設に存在する各設備について、少なくとも 1 つの蒸発抑制対策を導入している。例： a) 断熱性の高いカバー： 営業時間外に使用する（例：手動式カバー、自動開閉式カバー）。 b) 蒸発抑制システム （例：蒸発防止液、蒸発防止ジェル） c) 風よけ・断熱・日除け設備： 露出した水面設備に対して以下を設置する （例：防風スクリーン、断熱設備、日除け設備、シェード）。 d) 密閉型または閉鎖型の貯水設備 （例：密閉式雨水タンク、蓋付き貯水槽） 施設は、地域気候、設備の種類、日射条件、風の影響、気温条件、設置場所の特性を考慮して対策を選定している。 ①国別適用要件：ベルギー（BE）、オランダ（NL）：本基準は 必須基準 である。 審査証拠 審査員は現地確認において、施設に存在する各屋外水利用設備について、少なくとも 1 つの蒸発抑制対策が実施されていることを確認する。
--	--

水質汚染の防止

3.15

すべての廃水が処理されている。

(I)

HH, CHP, SA, CC,
R, A

関連性

廃水の適切な処理および安全な排出は、施設の環境負荷を低減し、水域を保護するとともに、地域社会の安全を確保するために重要である。また、衛生管理および環境保全に関する法的・倫理的要件への適合を確保することにもつながる。

実施に関する期待事項

施設は、以下のいずれかの方法により、発生するすべての廃水を適切に処理している：公共下水道システムへの接続、あるいは施設内の廃水処理システム。施設内の廃水処理システムには、以下が含まれる：浄化槽、バイオダイジェスター（生物分解処理装置）、人工湿地、およびその他の生物学的廃水処理システム。

本基準の対象となる廃水には、以下のエリアから発生するものが含まれる：客室、厨房、浴室、ランドリー施設、プール、会議室、温浴施設、スパ・ウェルネス施設、その他の運営エリア。

すべての廃水は、国内法令および／または地域の法令に従って処理されている。廃水処理に関する法令が存在しない場合には、施設の状況において技術的および経済的に実行可能な範囲で、最も高度な処理方法を採用している。その際、少なくとも以下の主要汚染物質を十分に除去していることが求められる：生物化学的酸素要求量（BOD）、病原体、浮遊物質（SS）。処理後の水は、安全な再利用または放流が可能な水準に達していなければならない、地域住民および環境に悪影響を及ぼしてはならない。

施設が公共下水道へ接続している場合、以下のいずれかを提示できる：許可証、所管当局による書面確認、接続を証明する資料（例：公共料金請求書、サービス契約書、第三者による確認書）。審査員が不適切な状況を疑う場合、または法令で求められる場合には、施設は

		排水基準への適合も証明しなければならない。 施設が独自の廃水処理システムを使用している場合、法的認可および適切な運用を証明する資料を提示する（例：設置許可証、運転許可証、営業許可証、所管当局による確認書、保守管理記録）。これらの許可が発行されない地域では、施設は最近の水質検査結果を提出し、有効な処理が行われていることを証明する（例：BOD、pH、濁度）。これらの結果は、国内または国際的な排水基準もしくは再利用基準に適合していることを示さなければならない。 本基準は、グレイウォーター（洗面、シャワー、洗濯排水等）、ブラックウォーター（トイレ排水）を対象とする。雨水排水は対象外である。ただし、雨水が同一の排水システムで処理・排出される場合は対象に含まれる。 処理後の廃水については、可能な限り再利用することが求められる（基準 3.17 参照）。 審査証拠 審査時に、施設は以下のいずれかを提示する：許可証、適切な証明書類、その他関連する証拠資料。これらにより、施設が廃水処理、排水および／または下水道への排出に関する要件に適合していることを証明する。 可能な場合、審査員は現地確認を実施し、施設が上記要件に適合していることを確認する。
3.16	業務用または商業用厨房には、少なくとも 1 基のグリストラップが設置	関連性 適切に機能するグリストラップ（グリースインターセプターとも呼ばれる）は、水や化学薬品の使用量削減に寄与するとともに、油脂類（FOG：Fat, Oil and Grease）が排水管を詰まらせることを防ぎ、施設の環境負荷の低減に貢献する。

	されている。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A	実施に関する期待事項 施設は、油脂類（FOG）が排出される可能性のあるすべての排水設備に対応するグリストラップを少なくとも 1 基設置している。対象となる排水設備の例：シンク、食器洗浄機、調理エリアの床排水口。本基準は、業務用または商業用厨房を有する施設にのみ適用される。 グリストラップは、製造者の仕様および適用される国内・地域の法令に従って定期的に清掃・維持管理されている。また、機能維持および悪臭や溢れの防止のため、以下に応じて定期的に清掃されている：国内基準、使用頻度、排出量。必要に応じて、警報装置やセンサーを設置することもできる。 回収された油脂廃棄物（FOG Waste）は、基準 5.4 に従って適切に処理されている。 審査証拠 審査時に、施設は過去 2 暦年分のグリストラップ清掃記録または請求書（初回申請施設は直近 1 暦年分）を提示する。 可能な場合、審査員は現地確認を実施し、厨房排水系統に適切に機能するグリストラップが設置されていることを確認する。審査員は以下を確認する：グリストラップが適切な容量で設置されていること、定期的に維持管理されていること、効果的に機能していること。また、必要に応じて以下の部品等を確認する：シール部分、カバー、流入口および流出口配管、錆の有無、過剰な有機性廃棄物の堆積状況。以上により、施設が油脂類による排水設備への負荷を適切に管理していることを確認する。
3.17	施設は、施設内または認可された外	関連性

	部システムにより処理された廃水を再利用しており、必要に応じて処理済み廃水を外部へ供給することができる。（G） HH, CHP, SA, CC, R, A	処理済み廃水を再利用することは、淡水資源への需要を削減し、施設の環境負荷を低減することにつながる。適切かつ安全に実施された廃水再利用は、水資源保全および気候変動への適応力（レジリエンス）の向上に貢献し、特に水資源が限られた地域において重要な取組である。 実施に関する期待事項 施設は、施設内で発生した廃水を処理して再利用している、または認可された外部事業者が供給する処理済み廃水を利用している。また、施設内に廃水処理設備を有する場合には、処理済み廃水を自治体または認可された第三者の再利用システムに提供または供給することもできる。 再利用する処理済み廃水は、国内または地域の法令および公衆衛生・環境安全基準に従って処理および利用されている（例：国内の廃水再利用基準、WHO（世界保健機関）ガイドライン、EU水再利用規則（EU Water Reuse Regulation））。再利用は、安全な非飲用用途に限られる（例：緑地の灌漑、トイレ洗浄水、冷却システム）。処理済み廃水は、以下の用途には使用してはならない：飲用水、人との直接接触を伴う用途、食用作物の灌漑、食用植物の栽培エリアへの散水。ブラックウォーター（トイレ排水）については、必要な許可を取得し、その用途に応じた処理およびモニタリング要件を遵守している場合に限り、非飲用用途として再利用することができる。 再利用システムは、以下を防止できるよう設計・維持管理されている： 飲料水配管網への混入、エアロゾル（飛沫）の発生による曝露、病原体の伝播経路の形成。再利用水は安全に取り扱われており、地域住民や環境に悪影響を及ぼしていない。また、可能な場合には、処理済み廃水を使用している場所において、明確な表示、安全管理手順を整備することが望ましい。 さらに、再利用した処理済み廃水の使用量を監視・記録することが推奨される（例：月別使用量（m³）、流量メーターによる測定結果）。
--	--	---

	審査証拠 審査時に、施設は以下を示す技術資料または文書化された手順書を提示する：処理済み廃水の供給源、施設内での処理方法、再利用方法、第三者システムへの供給方法（該当する場合）。 法令により求められる場合、または許可制度が存在する場合は、施設は再利用が法的に認められていることを示す許可証または認可書を提示する。なお、ブラックウォーターを再利用する場合には、この許可証または認可書の提示が必須である。 可能な場合、審査員は現地確認を実施し、処理済み廃水の再利用システムが実際に稼働していること、安全に運用されていることを確認する。
--	--